

既設下水道管調査委託仕様書

横浜市環境創造局

下水道管路部

令和5年 3月

既設下水道管調査委託仕様書

第1章 総 則

1 一般事項

本委託は、設計書、本仕様書並びに横浜市契約規則に従い、既設管の調査を行い、維持管理業務（清掃、修繕等）の基礎資料を得ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 本仕様書は、横浜市（以下「当市」という。）が施工する下水道管きよの既設管調査作業（以下「作業」という。）に適用する。
- (2) 仕様書、特記仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当市及び受託者との協議により決定する。

3 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は、当市の所有とする。また、調査の成果等は当市の承諾無しに公表しないこと。

4 法令等の遵守

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守すること。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受託者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

5 手続き

受託者は、作業にあたり道路法・道路交通法・横浜市道路占用規則等の法令に定める手続きを行うこと。また、民有地等に立入調査を行う場合は、占有者及び管理者もしくは所有者の承諾を得なければならない。

6 身分証明書の携帯

- (1) 受託者は、業務従事者選定通知書により身分証明書及び腕章の交付を受け

なければならない。

ただし、監督員が認めた場合はこの限りでない。

- (2) 受託者は、調査作業中、身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。また腕章は、常に着用しなければならない。
- (3) 受託者は、調査完了後身分証明書及び腕章を返還するものとする。

7 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた後着手すること。
 - ア 委託着手届出書
 - イ 委託代金内訳書
 - ウ 現場責任者選定通知書（経歴書を含む）
 - エ 業務従事者選定通知書（経歴書を含む）
 - オ 工程表
 - カ 調査計画書
 - キ 酸素欠乏危険作業主任者届
 - ク 緊急連絡表（「様式—10」）
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出すること。
- (3) 作業が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。
 - ア 完了届
 - イ 報告図書（別添作成要領による）
 - ウ 支払請求書
 - エ その他監督員が指示するもの
- (4) 委託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実務情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「委託業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登

録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

この場合において、受託者が公益的法人の場合は、この限りでない。

(5) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

8 現場体制

- (1) 受託者は、経験を有する主任技術者を現場に常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させて、所定の業務に従事させること。

9 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 毎月末、「調査出来高報告書」により、調査の進捗状況を監督員に提出すること。

10 住民説明等

- (1) 受託者は、調査を実施するにあたり地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受託者は、地先住民等から要望又は交渉等があった場合は、誠意を持って対応し、このことを速やかに監督員に報告すること。このとき、監督員の指示があった場合は、その指示に従い速やかに処理すること。

11 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、作業にあたり万一第三者等に損害を与えたときは、直ちに応急措置を行うとともに、その状況を監督員に通報し、別途その内容を報告しな

なければならない。またその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

- (2) 受託者は、下水道工作物に損傷を与えたときは、直ちに応急措置を行うとともに、その状況を監督員に通報し、別途その内容を報告しなければならない。また復旧に関しては監督員の指示のもと速やかに原形に復旧しなければならない。

12 作業の完了

調査作業を完了し、所定の報告書等が提出された後、本市検査員の検査をもって完了とする。

13 検査

- (1) 完了検査には、受託者または代理人が必ず立ち会うものとする。
- (2) 検査は、受託者の提出した報告図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の調査を行うこと。なお、これに要する費用は全て受託者の負担とする。

14 特に定めのない事項

- (1) 契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示していない事項で、調査作業の実施上当然必要な事項については、受託者の負担において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項について協議を必要とする場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けて処理すること。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受託者は、調査にあたり公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止につとめ、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 調査中は、気象状況に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。
- (4) 受託者は、調査にあたって下水道施設またはガス管等の付近では絶対に裸火を使用しないこと。
- (5) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに必要な処置をとること。
- (6) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により直ちに監督員に届け出ること。

2 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の住民及び通行人の安全並びに交通等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- (2) 調査現場には、「下水道管路内調査工」と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導員を適切に配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。また、保安設備（安全柵など）を設置して、作業範囲を明確にし、第三者の侵入を防止できる状態を確保すること。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか関係官公署の指示に従うこと。また、関係法令を遵守すること。

3 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) 受託者は、酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガスの危険のある管きよ及びマンホール内で作業する場合には、必ず換気を行い酸素濃度測定器、可燃性ガス測定器等でその安全性を確認し、未然に事故を防止しなければならない。

なお、酸素及び硫化水素濃度等の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合はその指示に従うこと（「様式-9」による）。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに換気等の事故防止に必要な措置を講ずること。また、このことを速やかに監督員に連絡すること。
- (4) 受託者は、この調査に従事させる作業員に必ず長靴、ゴム手袋等を使用させ、定期的に健康診断を受けさせ、作業員の衛生管理に努めなければならない。
- (5) マンホール入坑前には、流域降雨の予想と流入量の予想を立て、対策を講じること。
- (6) マンホール昇降時は、必要に応じ墜落防止として墜落制止用具（安全带）、安全ブロックなどを使用すること。

第3章 業務内容

1 一般事項

- (1) 受託者は、作業箇所を監督員と協議し、その指示を受けること。
- (2) 写真撮影は、全てカラーとし、デジタルカメラの使用も可能とする。
- (3) 別紙（表一1）「不良箇所の判断基準」に基づいて、不良状態を「A」・「B」・「C」のランクに判別し、これ以外の良好と判定できるものを「良」と判別する。
- (4) 緊急に下水道維持管理業務（清掃、修繕等）の対応を必要とする異常箇所（「A」ランク以上）を発見したときは、速やかに監督員に報告すること。また、異常箇所については、別紙様式により報告すること。

2 作業内容

(1) 巡視

ア 下水道管きよが埋設されている地表面や、人孔周辺の状況を調査する。

イ 地表面については、沈下、亀裂、陥没等の状況を調査する。

ウ 人孔周辺については、人孔蓋の不良や破損等の調査をする。

エ 写真撮影は、人孔毎に行い、主な内容は次のとおりとする。

(ア) 作業件名、請負者名、撮影場所、人孔番号及び損傷等の状況を明記した黒板等を入れた全景

(イ) 破損、陥没等を発見したときは適宜撮影

(2) マンホール点検

ア 人孔蓋及び人孔内部（蓋を開けて地上から目視）の状況を調査する。

イ 人孔蓋については、破損、がたつき、表面摩耗、蓋・受け枠間の段差の有無等の確認を行う。

ウ 人孔内部については、強力ライト、鏡等を使用して、蓋枠部分、壁体部、足掛け等の状況を調査する。また、確認できる範囲において、不同沈下、インバート、管口、堆積状況についても調査する。

エ 写真撮影は、人孔毎に行い、主な内容は次のとおりとする。

(ア) 人孔の蓋を開けた状態で作業件名、請負者名、撮影場所、人孔番号、

人孔種類及び損傷等の状況を明記した黒板等を入れた全景

(イ) 蓋を開けた人孔の中

(ウ) 破損、堆積等を発見したときは適宜撮影

(3) マンホール目視調査

ア 人孔の内部に入り、人孔内部、人孔蓋及び管きよの状況調査を行う。

イ 人孔内部については壁体部、足掛け、インバート、管口等を目視により状態を調査する。

ウ 人孔蓋については、破損、がたつき、表面摩耗、蓋・受け枠間の段差等の損傷劣化の程度を確認を行う。

エ 管きよについては、鏡やライトを使用して、人孔内から確認できる範囲の損傷劣化の程度を調査する。

オ 写真撮影は人孔毎に行い、主な内容は次のとおりとする。

(ア) 人孔の蓋を開けた状態で作業件名、請負者名、撮影場所、人孔番号、人孔種類及び損傷等の状況を明記した黒板等を入れた全景

(イ) 蓋を開けた人孔の中

(ウ) 上流管きよの状況

(エ) 下流管きよの状況

(オ) 破損、浸入水等を発見したときは適宜撮影

(4) 取付管調査

ア 事前調査

(ア) 宅地内の接続柵から取付管を調査する場合に事前調査を行う。受託者は調査に先立ち、必要に応じて施設構造や施工方法、布設年度などの基礎情報や、作業上危険と思われる箇所を把握するため、竣工図等の既存資料を収集し、調査計画を策定すること。

(イ) 1/500 の公共下水道台帳平面図により調査対象となる宅地の接続柵位置の確認を行う。調査に先立ち、下水道台帳等の申請を行い、柵番号(KEY/10桁)を把握すること。

(ウ) お知らせ等を配付し、調査の趣旨・内容等について周知を図り、地元住民の理解と協力を得ること。

(エ) 調査対象の柵位置や周辺の状況を確認し、調査実施不能と判断した場合は、その状況等を監督員に報告し、指示を受けること。

イ 現地調査

(ア) 現地調査に伴い、宅地内に立ち入る場合は、住人等に了承を受けること。

(イ) 柵を開け、強力ライト、検視鏡等を使用して、取付管及び柵の状況を調査する。なお、具体的な調査方法については、監督員と協議すること。

(ウ) 取付管については、布設状況（クラック、破損、木根の侵入等）を調査する。また、分流区域内においては、取付管の誤接続を確認するため、ハンマー等による打撃音調査を行うこと。なお、打撃音調査により異状が確認された場合は、監督員と協議すること。

(エ) 柵については、蓋枠部分、壁体部、管口の状況並びに堆積状況（街きよ雨水柵）を調査する。

(オ) 写真撮影は、調査箇所の全数を撮影し、主な内容は次のとおりとする。

- a 柵の蓋を開けた状態で作業件名、請負者名、撮影場所、柵番号、取付管の管種及び損傷等の状況を明記した黒板等を入れた全景
- b 蓋を開けた柵の中
- c 取付管内部の状況写真
- d 異常箇所は、位置、異常項目・ランク等が確認できるようスケール等を当てて写真撮影を行うこと。

(5) 総合調査

ア 監督員の指示により、前記の作業内容以外または緊急的な調査を行う。

イ 調査方法、報告書の内容等については、事前に監督員と十分に協議を行うこと。

ウ 1班当たりの人員編成は管路調査技師以下計3名を標準とする。

エ 緊急的な調査を行う場合には、調査結果を監督員に迅速に報告すること。

3 作業時間

作業は、昼間かつ作業時間の制限がないことを原則とするが、交通管理者等との協議により夜間に調査を行う場合または作業時間帯に制約がある場合は、事前に監督員に報告し、承諾を受けること。

4 異常時の処置

作業の続行が困難となったときは、直ちに監督員に報告し、指示を受けること。

第4章 報告書等作成

1 一般事項

- (1) 受託者は、報告書、異常箇所報告書及び調査範囲図をそれぞれ作成し納品すること。
- (2) 調査結果を別紙「既設下水道管調査結果のデジタルデータ作成仕様書」に基づき、入力データを作成し、納品すること。
- (3) 調査結果を調査総括図として本市指定の公共下水道台帳平面図（1/500）に明記すること。なお、別紙（表－2）の明示記号に基づき、異常箇所の内容を明記すること。
- (4) 人孔管理番号は、本市の基準番号（機械番号）とする。

2 報告書

次の事項を報告書に記載すること。なお、表紙には、委託名、受託者名、調査年月日等を記入すること。

(1) 概説

- ア 調査目的
- イ 調査概要
- ウ 案内図
- エ 総括表（1）～総括表（3） **【様式－1】**
- オ 異常箇所一覧表（処理台帳） **【様式－2】**
- カ その他監督員が指示するもの

(2) 巡視及びマンホール点検

- ア 調査総括図（1/500 公共下水道台帳平面図）
- イ 巡視・マンホール点検調査報告書 **【様式－3】**

(3) マンホール目視調査

- ア 調査総括図（1/500 公共下水道台帳平面図）
- イ マンホール目視調査結果（堆積状況） **【様式－4】**
- ウ 異常箇所及び堆積箇所一覧表（マンホール目視調査） **【様式－5】**
- エ マンホール目視調査記録表 **【様式－6】**

(4) 取付管調査（目視）

ア 調査総括図（1/500 公共下水道台帳平面図）

イ 取付管調査報告書

【様式－7】

(5) 総合調査

総合調査の報告書様式等については、監督員の指示による。

報告書はA4判とし、1部製本すること。

3 異常箇所報告書

緊急に下水道維持管理業務（清掃、修繕等）の対応が必要とする異常箇所を抽出して、次の事項を異常箇所報告書に記載すること。なお、表紙には、委託名、受託者名、調査年月日等を記入すること。

(1) 案内図

(2) 異常箇所及び堆積箇所一覧表（マンホール目視調査）

【様式－5】

(3) 異常箇所報告書

【様式－8】

異常箇所報告書はA4判とし、1部製本すること。

4 調査範囲図

土木事務所並びに環境創造局管路保全課に配付・保管されている「調査範囲図（行政区図）」に今回の調査範囲を年度別指定色により追加明記する。指定色については監督員の指示によるものとする。

不良箇所の判断基準

1-1 本管部【鉄筋コンクリート管等】

判定ランク 項目	A	B	C
管の損壊	破壊・欠落	破 損	部分的なクラック
管のクラック (円周・軸方向)	5mm以上のクラック	2mm以上のクラック	2mm未満のクラック
管の継手 隙間 ズレ	40mm以上	20mm以上	20mm未満
管のタルミ・蛇行	内径の1/3以上	内径の1/5以上	内径1/5未満
浸 入 水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
管の腐食	鉄筋の露出	骨材の露出	表面が荒れた状態
モルタルの付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満
取付管の突出	内径の1/2以上	内径の1/10以上	内径の1/10未満
侵 入 根	内径の1/2以上の	内径の1/2未満の	—
油 脂 付 着	閉塞	閉塞	—

1-2 本管部【陶管等】

判定ランク 項目	A	B	C
管の損壊	破壊・欠落	破 損	部分的なクラック
管のクラック (円周方向)	円周の2/3以上	円周の2/3未満	—
管のクラック (軸方向)	管長の1/2以上	管長の1/2未満	—
管の継手ズレ	30mm以上	15mm以上	15mm未満
管のタルミ・蛇行	内径の1/3以上	内径の1/5以上	内径1/5未満
浸 入 水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
モルタルの付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満
取付管の突出	内径の1/2以上	内径の1/10以上	内径の1/10未満
侵 入 根	内径の1/2以上の	内径の1/2未満の	—
油 脂 付 着	閉塞	閉塞	—

1-3 本管部【可とう性管（塩ビ・FRPM）】

判定ランク 項目	A	B	C
管の損壊	破壊・欠落	破 損	部分的なクラック
管のクラック (円周方向)	5mm以上のクラック	2mm以上のクラック	2mm未満のクラック
管のクラック (軸方向)	亀甲状の割れ・ 軸方向のクラック・ ひずみ腐食 (FRPM)	—	—
隙 間 管の継手 ズレ	30mm以上	15mm以上	15mm未満
変形・たわみ	内径の1/10以上	内径の1/10未満	—
浸 入 水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
モルタルの付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満
取付管の突出	内径の1/2以上	内径の1/10以上	内径の1/10未満
侵 入 根 油 脂 付 着	内径の1/2以上の 閉塞	内径の1/2未満の 閉塞	—

※1：ひずみ腐食は2000年以前に埋設されたFRPMに限る。

※2：材量の白化が伴う変形はAランクとする。

2 人 孔 部

判定ランク 項目	A	B	C
人孔蓋枠	破 損	がたつき	すりへり
調整コンクリート	欠 落	全体のクラック	クラック
側 塊	破 損	全体のクラック	クラック
直 壁	破 損	全体のクラック	クラック
インバート	洗 掘	豆板状	部分的豆板状
管 口	全円周が破損	半円周が破損	クラック
足 掛	腐食がステップ径の 1/5以上	腐食がステップ径の 1/10以上	腐食がステップ径の 1/10未満
副 管	破 壊	破 損	クラック

3 柵（接続柵・雨水柵）

判定ランク 項目	A	B	C
蓋 柵	破損または固着	クラック	ズレ
軀 体	破損・陥没	クラック	目地ズレなど 軽微なもの
インバート	破 損	部分的な欠損	—
管 口	全円周が破損	半円周が破損	クラック
堆 積	受け口深さの 2 / 3 以上	受け口深さの 1 / 3 以上	受け口深さの 1 / 3 未満

4 取 付 管 部

判定ランク 項目	A	B	C
管の損壊	破損・欠落がある 半円周以上に クラックがある	半円周程度に クラックがある	部分的なクラック
管の継手 隙 間 ズレ	全体が脱却	半分以上が脱却	隙間3cm以上
浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
管の腐食 (パイプ)	管の半円周以上が 膨らんでいる	管の下側が 膨らんでいる	管の下側の一部が 膨らんでいる
管の腐食 (鉄筋コンクリート管など)	鉄筋の露出	骨材の露出	表面が荒れた状態
管の腐食 (2000年以前のFRPM)	ひずみ腐食	—	—
モルタルの付着 侵 入 根 油 脂 付 着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

用語の定義



- 損壊 ; 管きよ施設に、破壊、欠落、破損及びクラックが生じている状態の総称をいう。
- 破壊 ; 管きよ施設が破損し、欠落が随所に認められる状態をいう。（管の形態が保たれていない）
- 欠落 ; 管きよ施設の一部が、欠け落ちている状態をいう。（管の形状が比較的保たれている状態）
- 破損 ; 管きよ施設の一部が、壊れているか、または、構造物の半分以上にクラックがある状態をいう。（管の形状は保たれている）

表-2

1 下水道管きょ施設の明示

	種 別	記 号	
本管 取付管	陶 管	T. P	
	鉄筋コンクリート管	C. P	
	遠心力鉄筋コンクリート管	H. P	
	硬質塩化ビニル管及び 強化プラスチック複合管	V. P	
	そ の 他		
接続 柵	汚 水 柵	公 設	●
		宅 地	○
	雨 水 柵	街きよ	☒
		宅 地	⊗

2 不良箇所 の 明 示

種 類	記号	種 類	記号
ス キ マ		モルタル付着	⑦
ズ レ		油 脂 付 着	⑧
ク ラ ッ ク		木 根 浸 入	⑨
破壊・欠落・破損		取 付 管 突 出	⑩
パッキンズレ		取 付 管 口 破 損	⑪
浸 入 水		そ の 他	
滞 水			

総括表（1）

巡視・マンホール点検

工 区	路線延長	スパン数	人孔箇所数		
			調査箇所数	異常箇所数	
合 計					

総括表 (2)

マンホール目視調査

工 区	路線延長	スパン数		人孔箇所数		
		調 査 数	異常箇所数	調査箇所数	異常箇所数	
合 計						

巡視・マンホール点検調査報告書

調査年月日	台帳メッシュ番号	人孔番号
	-	

排除区分	人孔種別	特記
蓋種別番号	人孔構造	特記
道路種別	占用位置	特記

巡視状況報告

項目	異常有無	特記事項	項目	異常有無	特記事項
周辺道路	沈下		人孔蓋	破損	
	陥没			がたつき	
	段差			摩耗	

マンホール点検状況報告

人 孔 部		
項目	判定ランク	特記事項
蓋枠		
調整コンクリート		
壁体部		
インバート		
管口		
堆積		
その他		

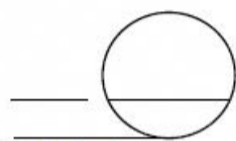
位置図 (1/500台帳図)	写真

マンホール目視調査記録表

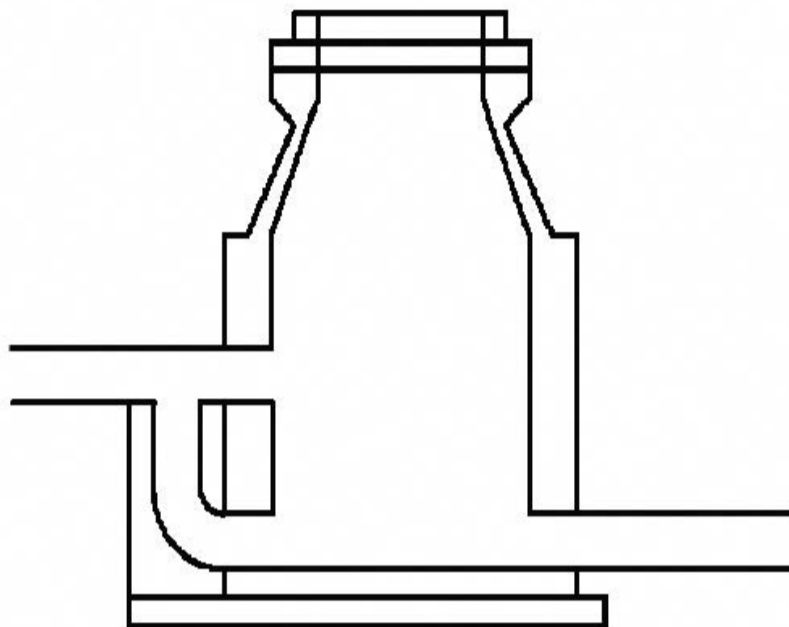
調査年月日		人孔No.		台帳図メッシュ番号	人孔番号
排除区分		写真No.		—	
上流スパン番号		人孔種別		下流スパン番号	
管径(mm)		人孔構造		管径(mm)	
管種		蓋種別番号		管種	
堆積深さ(cm)		道路種別		堆積深さ(cm)	
閉塞率%		占用位置		閉塞率%	

上流スパン距離(m)	下流スパン距離(m)
上流人孔番号	下流人孔番号

上流 (全線堆積・一部堆積)



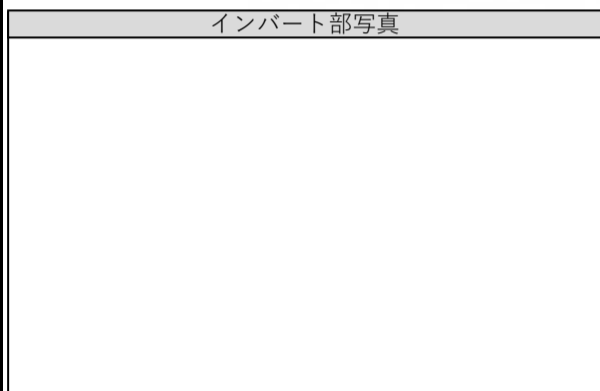
上流管堆積深 (cm)



下流 (全線堆積・一部堆積)



下流管堆積深 (cm)



上流スパン			人 孔 部			下流スパン		
項目	判定	特記事項	項目	判定	特記事項	項目	判定	特記事項
損 壊			蓋 枠			損 壊		
ク ラ ッ ク			調整コンクリート			ク ラ ッ ク		
継手ズレ・隙間			側 塊			継手ズレ・隙間		
蛇 行 ・ タ ル ミ			直 壁			蛇 行 ・ タ ル ミ		
浸 入 水			イ ン バ ー ト			浸 入 水		
腐 食			管 口			腐 食		
モ ル タ ル 付 着			足 掛 け			モ ル タ ル 付 着		
取 付 管 突 出			副 管			取 付 管 突 出		
油 脂 付 着 ・ 侵 入 根			そ の 他			油 脂 付 着 ・ 侵 入 根		
そ の 他						そ の 他		

取付管調査報告書

台帳メッシュ番号		調査柵番号		調査日：令和 年 月 日			
-							
行政区		住居表示		丁目			
排除区分		柵種別		柵タイプ	タイプ		
取付管種		浸透機能		柵材質			
管径	φ mm	柵口径	mm	柵位置			
化粧蓋有無		柵深さ	mm				
本管番号	0	0	00	処理区名			
	↑上流人孔のメッシュ番号6桁	↑上流人孔番号	↑下流人孔のメッシュ番号6桁	↑下流人孔番号	↑	00	
備考							

状況報告

柵部			取付管部		
項目	判定ランク	特記事項	項目	判定ランク	特記事項
蓋 枠			損 壊		
壁 体 部			継 手		
インバート			浸 入 水		
管 口 (宅			腐 食		
堆 積			モルタル油脂		
そ の 他	-		侵 入 根		
			そ の 他		

位置図 (1/500台帳図)

写真 (樹全景)

写真 (樹内部)

写真 (取付管内)

調査樹番号に記載の6桁のメッシュ番号を

付管調査報告書

台帳メッシュ番号		調査樹番号		調査日：令和 ● 年 ● 月 ● 日			
157 - 2		271401 0017					
行政区	中区	住居表示	本町	6丁目	50	-	10
排除区分	合流	柵種別	接続柵(合流)	柵タイプ	タイプ 2		
取付管種	塩ビ管	浸透機能	なし	柵材質	コンクリート		
管径	φ 200 mm	柵口径	450 mm	柵位置	宅地内		
化粧蓋有無	無し	柵深さ	900 mm				
本管番号	271401	0015	271401	0016	00	処理区名	
	↑上流人孔のメッシュ番号6桁	上流人	↑下流人孔のメッシュ番号6桁	↓	↓	00	
備考	調査樹番号に記載の6桁のメッシュ番号をコピーする数式が入っています。						

状況報告		取付管部	
項目	判定ランク	判定ランク	特記事項
蓋 枠	良	壊	良
壁 体 部	良	継 手	良
インバート	良	浸 入 水	C
管 口	C	腐 食	良
堆 積	C	モルタル油脂	良
そ の 他	-	侵 入 根	C
		そ の 他	C

位置図 (1/500台帳図)	

写真 (樹全景)

写真 (樹内部)

写真 (取付管内)

の部分
及び箇所図、写真、図面等
の入力をお願いします。

異常箇所報告書

総括監督員

令和 年 月 日

受託者
TEL
現場責任者

委託業務名

次の通り、早急に対応が必要な箇所を発見しましたので報告します。

場所	地先	
住宅地図	地上写真	
	※ ※	
下水道台帳	管きょ情報	
	排除方法	
	管径	
	土被り	m
	人孔間距離	m
	水位	m
	報告箇所	
水平方向 (人孔の中心から)	m	
KEY	※	

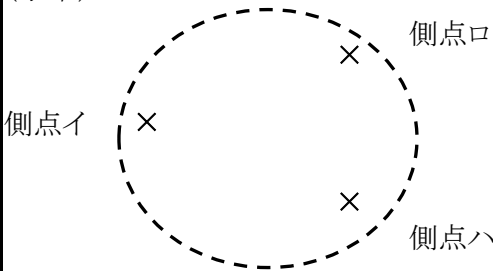
※…適宜住宅地図・写真・台帳にも位置等が分かるよう補足してください。

異常項目		異常項目	
特記事項			
写 真			
近景		近景	
排除方法	管径	土被り	水位
		m	m
備考			
状 況 図			
※縦断図・断面図等で分かりやすく表現してください。		水 位 状 況 写 真	

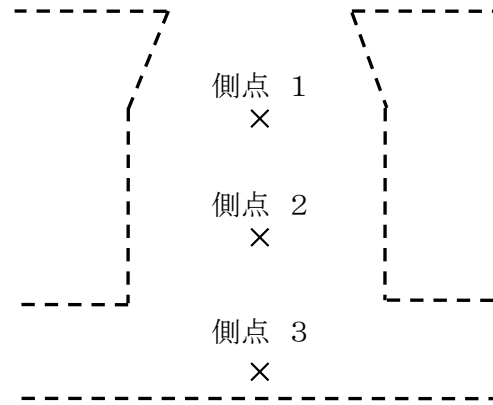
酸素および硫化水素濃度等測定記録表

		換 気	前 ・ 後
		圧 気 工 事	有 ・ 無
測定年月日	年 月 日	測 定 者	
測定場所	人 孔 番 号		
測定器名			

(水平)



側 点 1	イ	ロ	ハ
温 度 (° C)			
酸 素 濃 度 (%)			
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)			



側 点 2	イ	ロ	ハ
温 度 (° C)			
酸 素 濃 度 (%)			
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)			

(措 置)

側 点 3	イ	ロ	ハ
温 度 (° C)			
酸 素 濃 度 (%)			
硫 化 水 素 濃 度 (ppm)			

緊急連絡先

様式一 1 0

職名	氏名	緊急連絡先電話		備考
		昼間	夜間	
(本社または支店などの調査責任者)				
現場代理人				
主任技術者				